

道観構第 22006-6 号  
令和 4 年 6 月 17 日

各 位

公益社団法人北海道観光振興機構  
会 長 小 磯 修 二

「上川・留萌地域：天からの贈り物「パウダーベルト」周遊促進事業」の委託に係る  
企画提案の公募について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。  
平素は、当機構の事業推進に格別なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
さて、当機構では、標記事業に係る委託業務について下記の通り企画提案を募集することといたした  
したので、ご案内申し上げます。

敬具

記

1. 事業名

「上川・留萌地域：天からの贈り物「パウダーベルト」周遊促進事業」委託業務

2. 参加表明

企画提案書提出の意向がある場合は、企画提案指示書 10.(1) に示す内容をメールでお知らせく  
ださい。(様式なし、メール本文で可)

※参加表明期限：令和4年 6 月 24 日(金) 17時

3. 提出物について

企画提案書及び見積書(※ 詳細は、企画提案指示書を参照してください)

4. 今後のスケジュール

- (1) 参加表明〆切 令和4年 6 月 24 日(金) 17時
- (2) 企画書提出〆切 令和4年 7 月 8 日(金) 17時
- (3) 企画審査会 令和4年 7 月 中旬予定
- (4) 契約書の締結 令和4年 7 月 下旬予定

5. その他

事業に関する説明会は実施いたしません。

<問い合わせ先>

〒060-0003 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 緑苑ビル 1 階  
地域支援本部地域観光部 担当 . 大西  
電話 011-231-2900 fax . 011-232-5064  
E-mail . ya\_onishi@visithkd.or.jp

## 「上川・留萌地域・天からの贈り物「パウダーベルト」周遊促進事業」企画提案指示書

### 1. 委託業務名

「上川・留萌地域・天からの贈り物「パウダーベルト」周遊促進事業」委託業務

### 2. 事業目的

上川地域には、その気象条件などからパウダースノーを楽しめるスキー場が点在（カムイスキーリンクス・富良野スキー場・星野リゾートトマムなど）しているが、これらスキー場を骨格とし、宿泊・交通・アクティビティなどで肉付けした滞在プランを提案するとともに、造成した商品を OTA に掲載することで、スキー愛好家など外国人の誘客を促進する。

また、鉄道やバスなど公共交通機関の利便性の検証や情報提供により、冬季の FIT 旅行者の利便性を向上させ、誘客を促進することに加え、管内の外国人宿泊延数の 47%（平成 30 年度実績）を占める冬季（12 月－3 月）の誘客を促進することで、外国人宿泊者数全体の底上げや、そのことによる地域経済への波及効果を図る。

### 3. 委託期間

契約締結日から令和 5 年（2023 年）3 月 10 日（金）まで

### 4. 契約方法

公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約

※企画内容提案に加えて価格についても審査基準の要素とします。

### 5. 予算上限額（消費税及び地方消費税相当額 10%を含む。）

10,000 千円

### 6. 業務内容及び実施方法

事業内容について対象となる地域へのヒアリング等を実施し、地域の意向を十分に踏まえた上で下記に例示する業務を基本とした事業を実施すること。また、新型コロナウイルス感染症の状況に十分配慮することとし、地域の意向を踏まえた上で柔軟に対応することとする。なお、事業効果を高めるものとして独自に提案する業務を付加することも可能とする。

#### 《事業対象地域》

旭川市、富良野市、美瑛町、占冠村

#### 《地域連絡先》

上川総合振興局 産業振興部 商工労働観光課 竹林観光振興係長 TEL 0166-46-5942

#### 《メインターゲット》

豪州、中国

#### 《メインターゲット属性》

パウダースノーを求めて世界を渡り歩くスキー上級者、北京五輪を契機として訪日するスキー初心者家族（特に FIT 旅行者）。

## 《事業実施ステップ》

- STEP1．商談会（既存コンテンツ紹介やOTA掲載の可能性を模索するため海外旅行会社を相手方として）開催
- STEP2．ワークショップ（コンテンツ開発や二次交通の課題解決のため）及びフィールドワーク（二次交通の課題解決のため）開催
- STEP3：専門家など招請（コンテンツ商品化や二次交通の整備状況把握のため、専門家などを招請）
- STEP4．商談会（OTA掲載のため海外旅行会社を相手方として）開催及びパンフレット作成

### （1）滞在コンテンツ造成事業

#### ①ワークショップ開催

【開催回数】6回（延べ12名講演）

【対象者】自治体・DMO及び観光関係事業者

【内容】第1回・第2回（Step:1）対象国市場情報収集（オンラインで各2名の専門家が講演）

第3回（Step:2）：コンテンツの提案（1名の専門家が講演）

第4回（Step:3）：コンテンツのパッケージ化（1名の専門家が講演）

第5回・第6回（Step:4）：コンテンツの磨き上げ（招請する各3名の専門家が講演）

#### ②モニターツアー実施

【実施回数】2回（各回3名招請）

【対象者】OTAでの販売確約取得を前提とした、OTAの商品造成担当者などターゲット国の旅行市場に精通しているターゲット国在住の外国人、もしくは、コロナ禍が収束せず渡航制限が解除されない場合は日本在住のターゲット国外国人。

【その他】モニターツアーのうち1回は、借上車ではなく公共交通機関を利用する。専門家による実際の利用経験を踏まえ、その公共交通機関の利便性について、専門家から提言をもらい、交通部門と共有することで今後の交通施策の資料とするとともに、旅行者への周知方法や代替交通手段などを検討する（対象区間はトマム駅－富良野駅を想定しているが、コンテンツ造成事業で実施のワークショップでの検討を踏まえて決定する）。

## 《活用する地域資源》

### ○北海道パウダーベルト推進協議会を構成する3つのスキー場

- ・石狩平野の東斜面にあり旭川市街地での飲食や文化体験との組み合わせが容易なカムイスキーリンクス。

- ・富良野盆地の北斜面・西斜面にあり眺望が素晴らしく富良野市街地からも徒歩圏内の富良野スキー場。

- ・鶴川源流部の南斜面に広大なゲレンデと大規模リゾートホテルを有するトマムスキー場

### ○雪や寒さを活かした冬のロングランイベント（ふらの歓寒村、トマムアイスヴィレッジ）

### ○雪や寒さを活かした冬のアクティビティ（バックカントリースキー、ファットバイク、アイスカルーセル、犬ゾリ）

### ○食や産業をはじめとする文化体験（酒蔵見学、デザインセンター見学）

### （2）受入環境整備事業

FIT旅行者に対して、滞在コンテンツ造成事業で磨き上げた商品や二次交通など情報提供の手

段としてパンフレットを作成する。

A3 折り込みで、言語は英語と中国語(簡体字)。

内容は、①カムイスキーリンクス周辺、②富良野スキー場周辺、③トマムスキー場周辺、④スキー場間移動など広域の4部構成とする。

### (3) 旅行商品流通環境整備事業

次の手順で取り組む。

① 旅行商品流通環境整備事業により、旅行会社と既存コンテンツの商談（オンライン商談会）を実施。

【実施回数】 1回以上（回数は1回でもよいが商談参加バイヤー数が足りるまで実施）

【実施時期】 9月（想定）

【バイヤー】 10社以上（豪州市場と中国市場のいずれも最少4社以上（例えば豪州6、中国4）合計10社以上と商談を行うこととする）。

対象国において、海外旅行の手配や海外現地の着地型観光商材を予約する際に利用されている有力な旅行予約サービス、旅行会社のうち、スノーシーズンに北海道のプラン販売実績のある会社。現地ネットワークを活用して商談を設定。

② 旅行商品流通環境整備事業により、造成したコンテンツのOTA掲載のための商談を実施。

【実施回数】 1回以上（回数は1回でもよいが商談参加バイヤー数が足りるまで実施）

【実施時期】 1月～2月（想定）

【バイヤー】 5社以上（豪州市場と中国市場のいずれも最少2社以上（例えば豪州2、中国3）合計5社以上と商談を行うこととする）

【オンライン商談会】 ①の商談結果を踏まえて積極的な販売姿勢で臨んだOTAを選定。

【商談形態】 海外現地とのオンライン商談または滞在コンテンツ造成事業で実施するモニターツアー時に招請する旅行会社と商談。

③ OTA掲載の開始。

2023年2月までに確約。2023年12月までに掲載開始。

### (4) 目標と成果指標

① 滞在コンテンツ造成事業

アウトプット・旅行商品開発数・6商品（2023年3月時点）、事業実施報告書から把握  
モニターツアーの実施（3名×2回）6名

ワークショップの実施（6回・延べ参加者数90名）

旅行商品のOTA掲載確約数 3件、2023年3月、事業者実績から把握

※ 参考（日本人向け）

旅行商品のOTA掲載確約数 3件、2023年3月、事業者実績から把握

アウトカム：旅行商品の予約販売確約数（2023年シーズンから本格販売）30件、

2023年3月、事業者実績から把握

旅行商品の予約販売確約額（2023年シーズンから本格販売）150万円、

2023年3月、事業者実績から把握

※ 参考（日本人向け）

旅行商品の予約販売確約数（2023年シーズンから本格販売）30件、2023年3月、事業者実績から把握  
旅行商品の予約販売確約額（2023年シーズンから本格販売）150万円、2023年3月、事業者実績から把握

② 受入環境整備事業

アウトプット：多言語パンフレット納品数 英語版1,000部、中国語版500部、CD-ROM版3部、2022年12月、事業実施報告書から把握  
招請専門家からの二次交通に関する提言数5件、2022年12月、事業実施報告書から把握  
旅行商品のOTA掲載確約数3件、2023年3月、事業者実績から把握

※ 参考（日本人向け）

旅行商品のOTA掲載確約数3件、2023年3月、事業者実績から把握

アウトカム：旅行商品の予約販売確約数（2023年シーズンから本格販売）30件、2023年3月、事業者実績から把握  
旅行商品の予約販売確約額（2023年シーズンから本格販売）150万円、2023年3月、事業者実績から把握

※ 参考（日本人向け）

旅行商品の予約販売確約数（2023年シーズンから本格販売）30件、2023年3月、事業者実績から把握  
旅行商品の予約販売確約額（2023年シーズンから本格販売）150万円、2023年3月、事業者実績から把握

③ 旅行商品流通環境整備事業

アウトプット：旅行会社との商談（参加旅行会社（実数）10社  
旅行会社の招請（3名×2回）6名  
旅行商品のOTA掲載確約数 3件、2023年3月、事業者実績から把握

※ 参考（日本人向け）

旅行商品のOTA掲載確約数 3件、2023年3月、事業者実績から把握

アウトカム 旅行商品の予約販売確約数（2023年シーズンから本格販売）30件、2023年3月、事業者実績から把握  
旅行商品の予約販売確約額（2023年シーズンから本格販売）150万円、2023年3月事業者実績から把握

※ 参考（日本人向け）

旅行商品の予約販売確約数（2023年シーズンから本格販売）30件、2023年3月、事業者実績から把握  
旅行商品の予約販売確約額（2023年シーズンから本格販売）150万円、2023年3月、事業者実績から把握

※滞在コンテンツ造成事業と旅行商品流通環境整備事業のアウトカムについて、ターゲット国の入国が解除されない場合は、国内在住日本人への販売も可とする。但し、かかる費用は補助対象外とする。

(5) 旅行者の混雑や密の低減への対応

旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン（日本旅行業協会、全国旅行業協会）を遵守するとともに、次の事項については、特に徹底した対策を実施する。

- ・北海道スタイルを実践する施設を利用する。
- ・使用するバスは定員の半分以上を最大乗客数とする。
- ・スタッフやゲストの検温を実施する。
- ・マスク着用、消毒、換気を徹底する。
- ・ワークショップはリアルでもオンラインでも参加できるようにし、感染状況によっては、オンラインのみの開催に切り替える。

(6) 事業実施報告書の提出

受託者は本事業の終了後、事業の実施内容とその成果等についてまとめた報告書を作成し、紙、及び電子データにて提出すること

7. 企画提案応募条件等

- (1) 単独法人又は複数の法人等(法人及び法人以外の団体を含む)による連合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。
- (2) コンソーシアムは構成員の中で1者以上、単体企業等は自らが必ず旅行業法に基づく旅行者の登録を受けていること。
- (3) 単独法人及びコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。
  - ① 北海道に本社もしくは事業所等(本事業を実施するために設置する場合を含む。)を有する法人、又は特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。
  - ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者でない事
  - ③ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定による競争入札への参加を排除されている者でないこと。
  - ④ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領(平成4年9月11日付け局総第461号)第2第1項の規定による指名停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
  - ⑤ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団関係事業者(暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)に該当しない者であること。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
  - ⑥ コンソーシアムの構成員が単独企業、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案(プロポーザル)に参加する者でないこと。
- (4) コンソーシアムにおいては、(2)、(3)の要件の他、次のいずれの要件も満たすこと。
  - ① コンソーシアムを構成する企業間に明確な契約が存在すること。
  - ② 委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後5年間、会計帳簿等の関係書類の保存

について責任の所在が明確であること。

## 8. 審査基準

企画提案は次の項目を審査し、総合的に判断する。

### (1) 企画提案の目的適合性

実施内容が、事業目的を達成させるために効果的であるか。また、実施内容は、事業の目的に資するものか。

### (2) 実現性

事業の組み立てに具体性があり、実現可能な内容・スケジュールとなっているか。

### (3) 業務遂行能力

事業実施のためのノウハウを備えており、業務を遂行する能力があると判断できるか。

### (4) 経済合理性

費用対効果が高い提案となっているか。

## 9. 事業者決定までのスケジュール

令和4年(2022年)6月24日(金)17時 参加表明 締切

令和4年(2022年)7月8日(金)17時 企画提案書 提出期限

令和4年(2022年)7月中旬 企画提案の審査(審査会)

令和4年(2022年)7月下旬 委託事業者決定・事業説明会・契約

令和5年3月10日(金曜日を予定) 全事業終了、事業報告書作成提出、精算。

※企画提案事業説明会は開催せず質疑についてはメールでの受付、回答とする。

## 10. 企画提案書の提出

### (1) 参加表明 令和4年(2022年)6月24日(金)17時 締切

※特に様式はなく、メール本文で可(E-mail: ya\_onishi@vis1thkd.or.jp)とするが、以下の①～⑥の内容を記載のこと。

①単独法人名又は法人名(コンソーシアムの場合はコンソーシアム名、幹事社名)、代表者名

②所在地 ③電話番号 ④FAX番号 ⑤担当者名 ⑥連絡用メールアドレス

※コンソーシアム又は協力会社がある場合は、それぞれにつき、上記①～⑥の内容

### (2) 提出期限 令和4年(2022年)7月8日(金)17時

### (3) 提出場所 札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階

公益社団法人北海道観光振興機構

地域支援本部地域観光部(担当 大西)

### (4) 提出部数 8部(会社名、業務従事者氏名を記載したもの1部、記載しないもの7部)

### (5) 提出方法 提出場所に持参又は郵送(※ファクシミリ、メールでの提出は不可)

※郵送の場合、提出期日までに到着しないものは受理しない。

※提出の企画提案書は期日までに別途データでも提出すること。電子メール、ROM等の記録媒体など手法は問わない。なお、電子データのみでの納品は認めない。(電子データで納品す

る企画提案書については事業者名、氏名等を記載しないもののみでも可)

## 1 1. 企画提案書作成上の留意点

- (1) 様式の規格はA4判サイズとし、冒頭に企画提案書の全体構成を記載し、企画提案書の頁数は全体で30頁以内とすること。
- (2) 企画提案書の作成にあたっては、企画提案の考え方のほか、下記の項目について記載すること。

① これまでの事業実績

提案者の業務内容及び本事業類似事業の実績について過去3年分を記載すること。

② 業務実施体制

当該事業の業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を明記し、具体的に記載すること。なお、本事業は実施内容が多岐にわたり、業務量が多くなることが予想されるため、実施体制については特に詳細に記載すること。なお、提案者名を記載した企画提案書の1部にのみ業務担当者名及び協力会社名を記載し、残りについては、「A」、「B」等の表現を用いて記載すること。

③ 業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

④ 見積書

本企画提案指示書6. 事業内容及び実施方法に記載している(1)～(3)の事業で明示している項目に沿って①～②等実施項目毎の見積額及び当該事業合計額での見積書を作成する事。但し人件費を含む金額とする事。

※宿泊費・交通費・謝金等の明細は不要

例 (1) 滞在コンテンツ造成事業

|            |    |          |
|------------|----|----------|
| ・ワークショップ開催 | 6回 | 〇〇〇,〇〇〇円 |
| ・モニターツアー実施 | 2回 | 〇〇〇,〇〇〇円 |

(2) 受入環境整備事業

|            |        |            |
|------------|--------|------------|
| ・パンフレット・CD | 1,503部 | 〇,〇〇〇,〇〇〇円 |
| ・OTA商品掲載   | 3件     | 〇〇〇,〇〇〇円   |

(3) 旅行商品流通環境整備事業

|          |    |            |
|----------|----|------------|
| ・専門家招聘   | 6名 | 〇,〇〇〇,〇〇〇円 |
| ・OTA商品掲載 | 3件 | 〇〇〇,〇〇〇円   |

(4) 一般管理費

(5) 調整額

合計 〇,〇〇〇,〇〇〇円

※当方が求める内容と齟齬がなく、的確な提案を受けることができるよう記載を工夫する事。

## 1 2. 企画提案に関する審査

企画提案書の内容について、プレゼンテーション及びヒアリング（以下「審査会」という。）を実施する。

- (1) 日時及び場所については、別途通知する。

- (2) 審査会に参加されない場合は棄権とみなす。
- (3) 審査会時の追加資料の配付については認めない。
- (4) 4者以上の審査対象者がいる場合は予め書面審査を行い、上位3者を最終的な審査対象者とする。

### 1.3. 留意事項

- (1) 企画提案書の作成・提出に係る費用は企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。
- (3) 提出期限を過ぎての企画提案書の提出、資料の追加及び差替えは認めない。
- (4) 公平性、透明性、客観性を期するため、提出された企画提案書を公表する場合がある。
- (5) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、北海道観光振興機構と受託者が協議して決定するものとする。
- (6) 業務遂行にあたっては、北海道観光振興機構との連携・調整を密に行うとともに、迅速かつ的確な対応及び効率的な手法により十分な成果が得られるよう努める。
- (7) この企画提案指示書の内容に疑義が生じたときや定めのない事項については、北海道観光振興機構と受託者が協議のうえ、処理するものとする。
- (8) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理を行うこと。
- (9) 委託契約に係る業務処理に伴い発生する特許権、著作権その他すべての権利は、北海道観光振興機構に帰属するものとする。
- (10) 手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- (11) 受託者選定後の契約行為に関し発生する費用は、受託者において負担するものとする。
- (12) 受託者は、契約前に地域への説明会を実施すること。但し、その際に発生する費用は、受託者において負担するものとする。
- (13) 本事業は観光庁が令和4年度に実施する「令和4年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金」を活用する。このため、受託事業者は本指示書及び、観光機構より別途指示する観光庁が示す要綱に沿った業務遂行とすること。尚、支援内容や支援見込金額の変更・支援対象外の事象が判明した場合等には、本募集・選定手続については変更・中止する場合がある。

### 1.4. 問い合わせ先

公益社団法人北海道観光振興機構  
地域支援本部地域観光部 担当 大西  
電話 . 011-231-2900 FAX : 011-232-5064  
E-mail : ya\_onishi@visithkd.or.jp